

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年12月17日提出

【発行者名】 NNインベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月  
に係るファンドの名称】 分配型)

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 継続募集額500億円を上限とします。  
の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。



## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当ファンドについて繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。これに伴い、2019年2月14日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書について、それぞれ下記事項と同一内容に原届出書を訂正します。下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

<訂正前>

2019年2月15日(金)から2020年2月13日(木)まで(継続申込期間)

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

<訂正後>

2019年2月15日(金)から2020年2月13日(木)まで(継続申込期間)

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

当ファンドの繰上償還が決定した場合、継続申込期間は下記の通りとします。

2019年2月15日(金)から2020年2月6日(木)まで

## (12)【その他】

末尾に下記の文章を挿入します。

<ファンドの繰上償還(予定)について>

・ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託(以下、「投資対象ファンド」といいます。)の運用会社から、運用残高の減少や投資環境の変化により、投資対象ファンドの投資ガイドラインに則った運用の継続が困難であるとの見解を得ました。これをうけ、弊社では、現時点での投資環境や投資対象ファンドの運用状況等を勘案し、ファンドの信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっていると考え、このまま運用を継続するよりも、ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断をし、繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。

・ファンドの繰上償還につきましては法令の定めに基づき書面による決議をもって実施します。書面による決議の結果、繰上償還が決定した場合にはファンドは2020年2月14日に繰上償還します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (3)【信託期間】

<訂正前>

ファンドの信託期間は2012年9月28日から2021年11月15日までとします。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

ファンドの信託期間は2012年9月28日から2021年11月15日までとしますが、ファンドについて繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。書面決議によりファンドの繰上償還が決定した場合、ファンドの信託期間は2020年2月14日までとします。